

令和 年 月 日

保護者様

備前市立三石中学校
校長 小郷 康弘

インフルエンザにおける出席停止について

本日、お子様がインフルエンザにかかられたと、連絡を受けました。

インフルエンザにかかった場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念してください。

インフルエンザについては、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」が出席停止の期間とします。定期的な検温をお願いします。

再出席する日には以下の「インフルエンザ報告書」に医師の診断・指導にもとづき必要事項を記入して、担任へ御提出くださるようお願いいたします。出席停止の期間等につきましては裏面を参考に御記入ください。

下の報告書をご提出いただきますと、インフルエンザが治ったかどうか確認するための医療機関への受診及び証明書（治癒証明）の取得は必要ありません。

----- き り と り せ ん -----

インフルエンザ報告書

()年 ()組 ()番 生徒氏名 ()

1 出席停止の期間 令和 年 月 日 ~ 月 日

2 解熱した日 月 日

3 受診医療機関名 _____

4 医師から受けた学校生活上の注意事項・その他連絡事項等があれば御記入ください。

()

上記のとおり報告します。(再出席の日付)令和 年 月 日

保護者署名 _____

<参考：インフルエンザの出席停止期間>

原則として「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とし、医師の診断の結果、保護者から「インフルエンザ」と学校に連絡があった日を含め、その前後を問わずインフルエンザにより連続して欠席した期間とします。また、上記の期間を過ぎていても、児童・生徒の健康状態によっては、再度受診し、医師の診察の結果、この期間を延長することもあります。

(例)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後2日目に解熱した場合	発症・発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校不可	登校可	
		← 出席停止期間 →						
発症後4日目に解熱した場合	発症・発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可
		← 出席停止期間 →						